

赤穂 警察署の速度取締指針 (令和6年7月~12月)

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。

ただし、**重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施する。**

※ 規制速度は県内の区間によっても異なることがあります。

重点路線	重点時間帯	規制速度
国道2号	6:00~18:00	40km/h、50km/h
国道250号	6:00~18:00	40km/h、50km/h

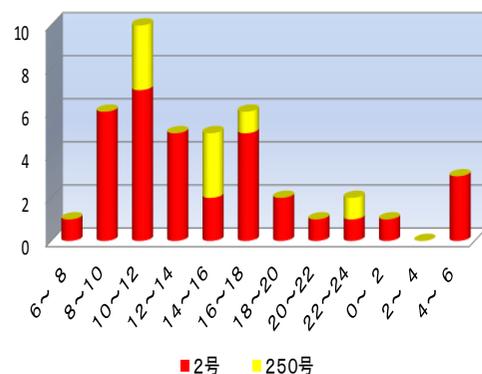
各路線選定の理由

- 国道2号 …… 交通事故発生件数が多いため
- 国道250号 …… 交通事故発生件数が多いため

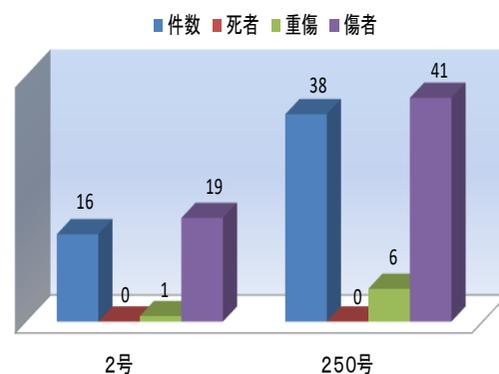
赤穂 警察署管内における交通実態等

- **令和5年中の交通事故発生状況**
 - ・人身事故が120件発生し、死者は3人、傷者は144人となっています。
 - ・重点路線では、人身事故が30件、死者1人、傷者が38人となっています。
- **過去3年間 (R3年~R5年) 下半期における重点路線での発生状況 (下図参照)**
人身事故が54件、死者は0人、重傷7人、傷者は60人となっています。

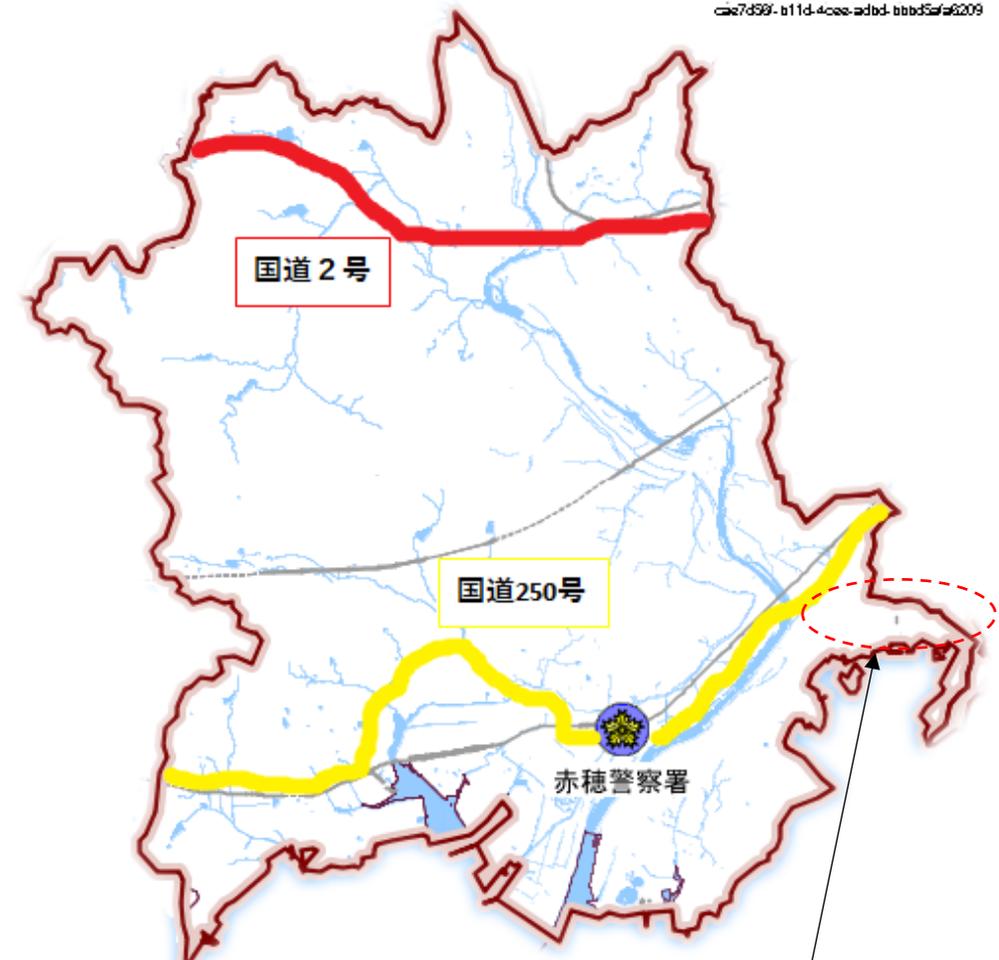
主な路線別、時間別人身事故発生状況(過去3年)



主な路線別人身事故発生状況(過去3年)



赤穂 警察署管内



「この地図は、国土院院長の承認を得て、国院発行の道路地図情報に基づいたものである。1:50,000スケール、第433号1」

壺根坂越線で、交通死亡事故続発防止のため、速度取締りを実施しています。